

福祉環境委員会会議録

令和元年 9 月 11 日(水)
9 時 57 分～15 時 43 分
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

近重副市長

[健康福祉部]前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、久保健康医療対策課長、湯浅健康医療対策課副参事、河上子育て支援課長

[市民生活部]斗光市民生活部長、猪木迫保険年金課長、塙総合窓口課長、野田環境課長、森脇税務課長、土谷資産税課長

[金城支所]吉永金城支所長、大崎金城支所市民福祉課長

[旭支所]塚田旭支所長、西川旭支所市民福祉課長

[弥栄支所]岩田弥栄支所長、木屋弥栄支所市民福祉課長

[三隅支所]田城三隅支所長、白根三隅支所市民福祉課長

[上下水道部]坂田上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、櫻木下水道課長

【事務局】新開書記

議 題

- 1 議案第 55 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について
→**全会一致可決**
- 2 議案第 58 号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について→**全会一致可決**
- 3 議案第 59 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について→**全会一致可決**
- 4 議案第 62 号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について
→**全会一致可決**
- 5 請願第 4 号 (仮称)新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について→**賛成多数採択**
- 6 陳情審査
 - (1)第 110 号 子育て支援センター(移転・新築)への木材利用に関する陳情について→**全会一致採択**
 - (2)第 118 号 100 円タクシーの認知等への効果を求める陳情について
→**賛成なし不採択**

(3) 第 119 号 認知症について検討要望を求める陳情について

→賛成なし不採択

(4) 第 120 号 家庭保育の推進を求める陳情について

→賛成少数不採択

(5) 第 121 号 病児保育補助金返還の件について従業員聞き取り記録の提出
を求める陳情について→賛成なし不採択

7 執行部報告事項

(1) 障がい児支援事業所の開設について 【地域福祉課】

(2) 保育料無償化に伴う給食費の取扱いの変更等について 【子育て支援課】

(3) 放課後児童クラブの民間委託について(原井小学校ふたば学級)

【子育て支援課】

(4) 子育て支援センター建設地について 【子育て支援課】

(5) 市街地下水道整備計画市民説明会の状況について(浜田処理区)

【下水道課】

(6) 下水道事業への公営企業会計の適用について

【下水道課】

(7) その他

(配布物)

・浜田市人口状況(令和元年5月末～7月末)

【総合窓口課】

8 所管事務調査

(1) 地域包括支援センター設置の考え方について

【健康医療対策課】

(2) 水道水の水質検査等について

【工務課】

(3) 市街地下水道整備計画(浜田処理区)の経営シミュレーションについて

【下水道課】

9 政策討論会提案内容の見直しについて

10 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 9 時 57 分)

柳楽委員長

ただ今から福祉環境委員会を開会します。出席委員は8名で定足数に達しています。

冒頭に委員の皆さんにお諮りします。本日、第118号から第121号までの陳情者が来ておられます。冒頭に陳情者に確認したい点があればおうかがいしておきたいのですが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

西村委員

第118号ということではなく、今回の第118号から第121号までの4件に共通して確認しておきたい点があります。この陳情書を提出するにおいて、あらかじめ発言することを前提に提出されたのではないかと推測されるほどに、あまりにも簡単な陳情書で、私は正直、説明を求めないとどう見ても理解しがたいと感じました。お尋ねしたいのは、あらかじめそういう説明を求めることを前提に陳情書をお書きになったのか、確認しておきます。

陳情者

陳情について委員の皆さんの認識ですが。

西村委員

聞いたことについて教えてください。

陳情者

陳情はあらゆる人、頭の良さあし関係なくできます。形式どうのこうの求めるのは陳情者にはしてはならないと思います。議会基本条例にあるように市民の意見は聴かなくてはいけない、開かれなくてはいけないと思いますから、問答無用のことだと思いません。みなさんに理解してもらうためには膨大な資料になる可能性があります。それを一般の市民に求めるのは酷だと思います。分からないところに対してピンポイントで説明できればその方がいいと、皆様にとっても理解していただける、私は議員の皆さんに理解してもらうことを第一に考えています。以上です。

西村委員

私の質問に対する答えがないのですか。

陳情者

そうです、というのが答えです。長い方がよければ、当然私が説明できるというのが前提ですし、議員の皆さんが質問してくれる、質疑応答があるというのが前提で書いています。

西村委員

私が考える陳情の基本的な、陳情に臨む姿勢は真摯な態度でないといけないと考えます。従って陳情は精一杯自分の意を尽くして書くのがあるべき姿ではないかと思います。従ってあなたの陳情書は少なくともその誠実さがまるで感じられないことをあなたにしっかり聞いていただきたい。このことを申し添えて、この件は置きたいと思います。

柳楽委員長

その他に何かありませんか。

陳情者

陳情者の発言というのはさせていただけないのですか。

柳楽委員長

冒頭申し上げましたように、委員から何か聴いておきたい点がありましたらとお諮りをしておりますので、申し訳ありませんがそのようにお願いします。

西村委員

今、申し上げた点は前置きとして、是非心に留めておいていただきたいことだけ前提として、その上で私は聞かねば分からない点があるのでお尋ねします。

私が質問するよりひととおりの説明をお願いします。

陳情者

第 118 号の前提は、車と免許はある独居の方について。退職して一人暮らしの方は人との会話も少なくなります。認知症発症の原因になるのではと思います。100 円タクシーはボランティアだけの印象を受けますけど、そうではなくて感謝されること、必要とされること、かけがえのない金銭によらない対価です。ボランティアと言う位置づけではなく、人生を輝かせるとか、後半の人生を、かつ心の健康を維持する福祉の位置づけで検討する価値があると思っている。効果については、市役所レベルの判断ではなく認知症専門家に確認されたらどうですか。浜田出身の専門家もいらっしゃるようです。認知症の発見、発症を遅らせるなどの専門家がいますと聞いています。問題点は挙げて行けば、きりが無い、事故についてはどうするのか、予約はどうするのか、運行範囲等、方針が決まりましたら、あとは方法論なので担当部署で検討してください。

西村委員

陳情者に意見を聞くことを私の判断で進めて良かったのでしょうか。

基本的に 100 円タクシーと一口に言われますが、どういうシステムで運行されているか私は全くと言って良いほど知りません。

ごく簡単にシステムをご説明いただきたい。

それで、この陳情は一体、何を言いたいのか分かりません。

この2点についてお願いします。

陳情者

運行はしていませんので、実際にどのような運行をしているのかは説明できません。私が行っているのは、私の認知症対策のためという意識はなく、今は私が運転しています。しかし僕が運転するのではなく、退職して人と接触がない人がやれば良いのではという案です。今は私に電話してもらって、都合が合えば行きます、合わなければ行きません。ガソリン代以下になるようにしないと違法になりますので、100円タクシーと銘打っています。私がやっていることは私が望んでいることではなく、福祉としてやっています。

2点目は、健康医療対策課の認知症対策、西村委員が言われる、医療費の高騰は認知症発症を抑えれば医療費も結果的には下がるのではないのかという考えにも沿うと思います。

西村委員

説明を聞かないとさっぱり理解できません、この陳情書を読むだけでは。そういう陳情書だという理解はしていただきたいです。あなた方が運行されていることについての陳情かと曲解、誤解をする中身です。この陳情書は、それだけ申し上げておきます。

柳楽委員長

第119号に対して何かございますか。

西村委員

これも説明を求めたいと思います。何が言いたいのか全く不明なので。

陳情者

今のやり取りがあつたように質問があれば集中的に答えられますが、全てが分かるように陳情を出すのは無理です。議会での執行部へ質問しますが紙で出して終わりではありません。私にも普通に市民としての権利が与えられても良いと思います。

認知症についてどのような理解をしているのか聞いたら厚生労働省のホームページを参考にしていると回答がありました。ある程度効果が表れたことについては載らない。専門家の名前を何人か言われましたが、お門違いの専門家もいます。医療費削減、認定の問題が少なくなるためには認知症発症を遅らせる専門家が必要です。浜田出身者もいるのに接触すらしていない。お役所仕事だけでなくもっと最新の効果的なことをみつけて欲しいの

柳楽委員長

です。ある意味の浜田のお宝を利用して欲しいのです。

続いて第 120 号について。

(「なし」という声あり)

続いて第 121 号について。陳情者から出された資料も参考にしてください。

陳情者に一言お願いします。陳情書において追加説明ということで資料をいただきました。是非とも次回の陳情書にこういった分かりやすい文面をいただけるといいかなと思いますのでお願いします。

以上で陳情者からの聞き取りは終わりたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました、議案 4 件と請願 1 件、陳情 5 件の審査に入ります。

1. 議案第 55 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは質疑を行います。委員から質疑はありませんか。

布施委員

女性活躍推進の観点からうんぬんとありますが、これは併記とは並べて書くのだと思いますが、旧姓もどちらでも良いのでしょうか。

総合窓口課長

旧姓併記についてですが、目的は、通称で、旧字による本人確認が行えるように戸籍上のものと併せて用います。住民票やマイナンバーカードに旧姓も併せて記入します。

布施委員

旧姓だけでも良いのでしょうか。

総合窓口課長

旧姓の名前を通称として使い続ける方の公的証明になります。

布施委員

旧姓で印鑑もできる、ということは今の名前と二つ印鑑を持っているのですか。

総合窓口課長

登録は一つに限ります。本名と旧姓と二つは登録できません。

布施委員

印鑑は一つ、名前は旧姓を書いても良いということですか。

総合窓口課長

そのとおりです。

柳楽委員長

その他にございませんか。

西村委員

4 条 2 項の文言が変更になっていますね、記録されている、が、記載がされているに変更になっています。これは何か理由がありますか。

総合窓口課長

大きな意味はないですが、根本となる国の通知が変わったことによる訂正です。住民票は帳票のことを言いますので、記録を記載と訂正されたものと理解しています。

芦谷委員

印鑑は元が A で今が B になっていても、A の印鑑の印影で印鑑の所有者を表す名前のところへ今の姓名と旧姓が併記してあると行くことですかね

総合窓口課長

印鑑証明のことでよろしいでしょうか。はい、本来の姓と旧姓と併記してあります。

芦谷委員

その場合に、元の姓でも今の姓でも良いのですね。

総合窓口課長

印鑑登録に使う印鑑についてはどちらでも構いません。

村武委員

結婚する前に印鑑登録をしていて、その後結婚して姓は変わりますが、旧姓のまま印鑑登録しておきたい場合は手続きのし直しが必要ですか。

総合窓口課長

旧姓で印鑑登録したい場合は、住民票に旧姓を併記して欲しいと言う申出書が必要です。旧姓と現在の姓につながる戸籍謄本が必要です。

柳楽委員長

その他にございませんか。

澁谷委員

行政がそのようなことをしても現場として、銀行がそれを納得して素直に証明したりするのでしょうか。実社会においては昔の体制が残って機能しないのではないですか。

総合窓口課長

現在も一部の銀行では旧姓での口座利用も認めているようですが、いろいろな書類が必要なようです。この度の国の制度の改正の目的ですが、公的な証明書に旧姓が併記されることで、旧姓が使われる場面における証明になります。例えば、大手銀行で今実際に運用されている手続きに今まで旧姓から現在の姓に繋がる戸籍謄本が必要だったところが、マイナンバーカード1枚で旧姓と今の名前を証明することになりそうです。今後旧姓が使われる場面が増えるだろうとのことで、その証明が使える、各業界の対応がしやすくなるのが今回の改正の狙いでもあると思っています。

柳楽委員長

その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

2. 議案第 58 号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは質疑を行います。委員から質疑はありませんか。

布施委員

東日本大震災やいろいろな災害についての支給だと思います。弔慰金は死亡時だと思いますが、支給額とか、障がい見舞金は重度障害だと思いますが、その支給額は決まっていますか。

地域福祉課長

支給額は生計維持者が死亡した場合の弔慰金は 500 万円、その他の者が死亡した場合は 250 万円。災害障がい見舞金は、生計維持者の方に障害が残った場合は 250 万円、その他の方は 125 万円となっています。

布施委員

今でも問題になっていますが、災害から後の関連死の見舞金も含めていますか。

地域福祉課長

今回の改正はまさにそれを含んでいる。これまでも合議制の委員会等を設けて審査していましたが、法改正によりその審査会を努力義務で各市町村に設置することとなり、浜田市でも条例でその委員会の設置を規定しています。

布施委員

見識者とは普段の委員会と違って、死亡や障害の判断ができる医師やソーシャルワーカー、弁護士を想定するのでしょうか。

地域福祉課長

現在はおっしゃるとおり、医師・弁護士・大学教授などを想定しています。

柳楽委員長

その他ございませんか。

澁谷委員

5 人の委員の判断基準が、万が一の時の災害で多くの方が被害に遭われた場合の判断を、5 人の判断で、ある方は 500 万円、ある方はゼロ、というか、基準は簡単ではないように思えるのですが。どうやって基準が決められるのですか不安です。

地域福祉課長

基準は他市の例が資料としてありますので、それらを参考に、災害に関連性があるかどうかを判断いただくことになろうかと思えます。

澁谷委員

この 500 万円は国から出るのですか。

地域福祉課長

費用負担は国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 です。

澁谷委員	<p>ということは、自治体の使命としては、地域住民に寄り添う形で判断するのが自治法上の住民福祉の増進の原点ではないかと思います。判断者が5人というのは少ないと思います。このような重要なことを5人で判断するのはどうかと思います。</p>
地域福祉課長	<p>既に組織を持たれている自治体の条例を見ると、概ね名4から7名でされています。それくらい的人数である程度判断をしていただけたらと思います。</p>
澁谷委員	<p>住民に寄り添えるのか。</p>
地域福祉課長	<p>多ければ意見が分かれることも考えられますので、専門の方、人数が5人としています。住民に寄り沿った審査をしていただけたらと考えています。</p>
田畑委員	<p>最近の支給審査委員会を設置するために提案されていると思います。亡くなられた方が500万円を5人が審査するという前提ですか。</p>
地域福祉課長	<p>今回はこの方が災害によって亡くなられたか分からない、簡単に判断ができない、そのために集まっていただき、本当に災害関連死かを判断してもらいます。</p>
田畑委員	<p>それなら、大災害があった時に5人が速やかに災害死と判断できるのでしょうか。難しいように思いますが。</p>
地域福祉課長	<p>明らかに災害関連死と分かる方については委員会は開催しません。判断がつかない場合に開催します。</p>
西村委員	<p>法と施行令の一部改正の中身とは、私の理解と違っていたのでお聞きしますが、援護資金の貸付利率が3パーセントで固定だったのが、3パーセント以内に変更になったこと、延滞利率が10.75から5パーセント、連帯保証人が必置義務だったものが市町村判断にゆだねられる、というように変わったと理解していたのですが、それは違うのでしょうか。</p>
地域福祉課長	<p>3月の議会において改正させていただいています。これはその後の法改正によるものです。</p>
柳楽委員長	<p>他にございますか。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」という声あり)</p>

3. 議案第59号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関

する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは質疑を行います。委員から質疑はありませんか。

澁谷委員

特定地域型保育事業者を分かりやすくご説明ください。

子育て支援課長

6月に浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営基準に関する条例改正をさせていただきましたが、小規模保育事業、家庭保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業といった、そちらの法改正で条例を変えたのですが、こちらにも関係があったので同じ内容での改正です。浜田市に実例がないので分かりにくいのですが。

澁谷委員

基準を当てはめるための改正ですか。

子育て支援課長

そのとおりです。今後浜田市において特定地域型保育事業が実施され、浜田市が認めれば無償化の対象となります。

西村委員

概要の1点目については、保育料部分は3歳以上については無料になって、副食費部分は残るということだと思いますが、一番の部分で確認しておきたいのは、そのことが浜田市の財政上どのように影響してくるのかと、保育料徴収の関係で少なくとも、保育料が無償になった部分については要らなくなるとは思いますが、実際には副食費は残るので徴収はしなくてはいけないわけですよ。そうすると徴収という意味で実体としては保育所の作業は残ってくるのか、イメージできないので説明をお願いします。

柳楽委員長

暫時休憩とします。

[10時42分 休憩]

[10時43分 再開]

柳楽委員長

再開します。先ほどの西村委員の質問に対しては、また改めてお願いします。その他にございますか。

(「なし」という声あり)

4. 議案第62号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは質疑を行います。委員から質疑はありませんか。

布施委員 更新時、今までは無期限ですが、期間はどのくらいになるのか。浜田には何社の事業者があるのか。

工務課長 5年おきになります。登録年次によって5年に分けて更新を行います。浜田市内の登録は98業者です。

布施委員 5年次で98業者が無期限から更新していくと思うのですが、何のためですか。

工務課長 今までは1回登録すれば大丈夫でしたが、手抜き工事等もあってこれは更新制にして講習を受けてもらったりして、しっかりした工事をしてもらいたいという考えです。どの市もたくさん登録があるので、5年に分けたという経緯です。

布施委員 要するに資質向上ですね。指定更新の要件はどういうものですか。

工務課長 厚生労働省で、望ましい要件という形で、最初に指定給水装置工事事業者の講習会受講実績。これは浜田市が毎年講習会を開き、いろいろな材料の情報、水道法の改定等を講習してその受講実績。2番目に業務内容。どういった工事をされているかの確認。3点目は給水工事事業者には主任技術者を1人おかなければならないことになっておりますが、その研修会の受講を確認する形になります。4番目に適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事条件。会社に従事している方、例えば排水管への分水管の取り付けや、先行作業ができる人の名簿を提出する。これらを望ましい事項として挙げていて、浜田市でもその4点を書いてもらうよう計画しております。

布施委員 それは申請時の確認事項であって要項ではありませんよね。第一段階の要項としてどうなのか聞いたのですが。

工務課長 最初の申請要件は整理して後でお答えします。

柳楽委員長 その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

5. 請願第4号 (仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について

柳楽委員長 これは審査継続中のものですが、執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

布施委員 6月議会から審査継続となり、9月で判断する必要があるのでは

すが、それまでの流れは一般質問で同僚議員が質問しています。資料として委員の皆さんに、請願部分のカラー刷り資料を配っています。この請願については今回計画されている部分と、今までの設置済部分、新たな部分が、弥栄中心に3ヶ所あると思いますが、請願が出ている住民の反対部分は白い部分で間違いはないでしょうか。17基と思いますが、弥栄で予定されている基と金城は、13基対4基で間違いありませんか。

環境課長
布施委員

この地図のとおりです。

請願者に書いてあります浜田市の意見が間もなく島根県に提出されるとのことですが、執行部へ時系列で流れを聞きました。現在は、環境影響評価方法書の経済産業省の意見書の審査待ちだそうですが、最初に出された日付と、市長から県へ出されるのはもう済んだ事項ですか。

環境課長

請願を出されたのが平成31年3月25日に議会に対してです。浜田市長の意見は31年4月8日に県知事に向けて提出しています。

村武委員

今回この請願は弥栄の方からになっていますが、布施委員が出された地図を見ますと金城の方が多くなっています。金城住民の方からの声は把握されていますか。

環境課長

金城地区の住民の方からは逆に推進をして欲しいという陳情を受けています。

村武委員

弥栄でも賛成の方がいらっしゃるという答弁がありました。賛成の方の理由等をお聞かせください。

環境課長

具体的なお話は聞いていません。賛成の方の声はなかなか拾っていません。

村武委員

住民の方々が不安を感じておられると書いてあります。それに対し市として何か対策や、話を聞いて対応できる事をされているのでしょうか。

環境課長

弥栄の自然を守る会と事業者の間に入り、事業者に向けて、陳情を届けたいとかそういった場合の日程調整や場所の設定等で協力をしています。

柳楽委員長

その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

6. 陳情審査

- (1) 第 110 号 子育て支援センター(移転・新築)への木材利用に関する陳情について
- 柳楽委員長 執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。
- 芦谷委員 市長に対して陳情があったのか無かったのか、回答等があれば紹介してください。
- 子育て支援課長 市長にも同等の内容のものがあり、こちらで回答しました。木育や木の温もりは大事で推奨していかないといけない、内装、床、遊具等に積極的に使いたいと回答しました。ただ、構造材については、今後設計の中で検討して行きますと回答しました。
- 芦谷委員 具体的に市の対応、先方への説明、向こうの陳情された内容はいかに叶うのかはどうでしょう。
- 子育て支援課長 今から建設地を発表しますので、その場所でやれることを建築部と詰めながら決めていかないといけないと思っています。
- 柳楽委員長 その他ございますか。
(「なし」という声あり)
- (2) 第 118 号 100 円タクシーの認知等への効果を求める陳情について
- 柳楽委員長 執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。
(「なし」という声あり)
- (3) 第 119 号 認知症について検討要望を求める陳情について
- 柳楽委員長 執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。
(「なし」という声あり)
- (4) 第 120 号 家庭保育の推進を求める陳情について
- 柳楽委員長 執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。
(「なし」という声あり)
- (5) 第 121 号 病児保育補助金返還の件について従業員聞き取り記録の提出を求める陳情について

柳楽委員長

執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩します。再開を 11 時 10 分とします。

[10 時 59 分 休憩]

[11 時 09 分 再開]

柳楽委員長

委員会を再開します。はじめに「議案第 62 号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について」の工務課長からの答弁があります。

工務課長

先ほどの新規に登録の要件ですが、4 点ありまして、登録事業者の代表者の氏名と役員の名前、2 点目にその事業者の事業所の住所と給水工事の主任技術者の氏名、3 点目に工事を行うための機械、パイプレンヂとかポンプの名称、4 番目に事業の範囲を書いて申請を行うことになっております。

布施委員

今説明された要件というのは、新規に参入した場合は、そういうものがそろっていて、更新時には、先程、課長が言われました確認事項として受講状況等、研修受講とかが必要だということですね。無期限だったものが 5 年で、年次で業者別で 5 年経過した事業者から更新していくということによろしいのですね。

工務課長

そうです。

柳楽委員長

それでは、「議案第 58 号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」再度質疑があるとの申し出がありましたのでお願いします。西村委員。

西村委員

少し、勘違いしておりまして、3 月の改正を見逃しておりまして、今回の改正で 1 点確認させてください。第 15 条第 3 項を次のように改めるとなっていて、3 項が「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については法第 13 条うんぬんの規定によるものとする」ことになっていますが、報告等が入ったのと順序が並び替えられているようです。報告等とはだれがどこに対して行う報告のことを言うのか、中身を教えてください。また、なぜ字句の並び替えが起きたのか。2 点について教えてく

地域福祉課長	ださい。
西村委員	並び替えについては改正部分がずれたことによって並び替えが生じています。報告については、災害援護金を受けた方、または保証人に対して資産の状況を求めることができることになっていきますので、それを明文化したことで変えられています。本人からの資料を求めるほかに、官公署に資料の閲覧や資料提出を求めることもできます。
地域福祉課長	償還金の支払いを受けた人とか、保証人になった人が、市町村に対して提出する資料や、報告のことを「報告等」としているのですか。
地域福祉課長	そうです。

7. 執行部報告事項

(1) 障がい児支援事業所の開設について

柳楽委員長	順次報告願います。地域福祉課長。
地域福祉課長	(以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長	報告が終わりました。この件について質疑がありますか。
澁谷委員	大変素晴らしい試みです。医療関係リハビリが遅れているというご指摘を市民からいただいています。今までは障害者の方の施設がなくて江津や益田を利用されていたが、初めて浜田にできるということですか。
地域福祉課長	そのように理解しています。
西村委員	具体的にスタッフはどのような方がどの程度いらっしゃいますか。
地域福祉課長	事業内容 2 番、専門の保育士が 3 名と伺っています。外来事業は言語聴覚士と作業療法士がつきます。月に 1 回程度の実施になり、隔月で交代です。
芦谷委員	こういった名称を使った施設がいくらかあり、児童数、潜在的な需要数はどうですか。
地域福祉課長	障害児通所事業所は浜田市内に 8 か所、江津市に 3 か所、利用の潜在的な人数は平成 30 年の保育所等巡回訪問で、支援が必要な対象児童 3 歳から 5 歳までを把握しています。47 名ほどいると考えています。

芦谷委員	8施設で入所・通所利用者が何人かと、江津へ浜田から利用している人は。
地域福祉課長	江津の外来は7名ほど通っておられます。通所事業所の定員ですが、市内については85名ほどの定員があります。市外は10名です。
柳楽委員長	他にございますか。 (「なし」という声あり)

- (2) 保育料無償化に伴う給食費の取扱いの変更等について
- (3) 放課後児童クラブの民間委託について(原井小学校ふたば学級)
- (4) 子育て支援センター建設地について

柳楽委員長	3件まとめて報告をお願いします。子育て支援課長。
子育て支援課長	(以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長	報告が終わりました。(2)について質疑がありますか。
芦谷委員	保護者の理解が問題です。保護者の説明はどうですか。保護者の懸念はどうですか。
子育て支援課長	園長会を先日開いて、施設の方にはしっかり説明しました。年齢や施設に応じたチラシを保護者に送らせていただこうと思っています。園を通じて何かあれば対応します。 不安については直接はまだ伺っていませんが、給食費については揺れ動いています。勘違いして全て無料になると思っておられる方がいると思うので丁寧に説明しなければいけません。食費については、どこで見ているかかかるものですので自己負担はご理解いただきましたと思います。
芦谷委員	漏れがないよう情報共有して、保護者に説明してください。3歳未満という年齢基準はどうなるのでしょうか。
子育て支援課長	保育については3歳児クラスなので、4月1日で3歳児でないと対象になりません。幼稚園の場合は満3歳になったら受け入れている園は、受け入れた日から対象になります。
芦谷委員	保育園の場合は学齢方式の3歳、幼稚園は3歳になってからですね。
子育て支援課長	満3歳児クラスを設けている施設がありますので、それも今回の対象になります。
村武委員	無償化の対象とならない費用についてですが、給食費といった

子育て支援課長	<p>ものは園によって料金が違ってくるのですか。</p> <p>給食についても園の特色もあります。給食費は国が基準を設けていますが、我々は園の方針に任せています。今回の無償化に併せて園も改革されると思いますので、どの園がいくらでされるかは把握していません。</p>
西村委員	<p>無償化の影響、いわゆる入所申込みに関わって顕著な変化があるのかないのか教えてください。</p>
子育て支援課長	<p>今の所はこれによって園を変わりたいといった大きな動きはありません。来年度の入所時に変化が見られるのではないかと思います。</p>
柳楽委員長	<p>他にございますか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
澁谷委員	<p>(3)について質疑がありますか。</p> <p>私この案は根本的にいけないと思います。なぜかと言うと、外部施設に移動するのは安全安心から言って、原井小は耐震化も出来ていますし、最新設備の学校からわざわざ外の施設に移動させてまで、放課後児童クラブを実施するのは考えられないと僕は思います。当然学校長側に、今の状況で放課後児童クラブをできるようなクラス配置換えを求めるべきです。その提案ができないなら学校長を変えるべきだ。安全安心に最上の配慮をして業務委託するならわかるが、このような未知数なものの説明を受けるなど、担当課でどのようなプロセスを通ったのか全く理解できません。</p>
子育て支援課長	<p>学校から離れるのは1つのネックだとは思っていますが、今現在のふたば学級の様子をご覧いただいたら、本当に狭い空間で子ども達が過ごしています。本来の部屋は1つで、あと2つは学校に無理を言って他の目的の部屋を使わせてもらっています。昨年度は校内全部を拝見しました。一時的に校舎を借りるなら良いですが、ずっとというのは難しいと我々も理解しました。もちろんプレゼンテーションで良い場所がなかった場合は、良い所を見極めて進めていきたいと思っています。</p>
澁谷委員	<p>原井小は地域の災害避難所に指定されるほど堅牢な建物です。なぜあえて外に出るのか、素朴な疑問がぬぐえません。最善の才智を越えるなら仕方ないですが、3部屋が無理なら5部屋にすれ</p>

ば良いではないですか、知恵はいくらでも出るはずですよ。放課後児童クラブの人数がこれから増えると試算されていますが、数年の話でしょう。これからの景気を考えたら不確定要素ですが、学校から外へ出るのには理解できません。まだできると思います。体育館も使えるはずですよ。本当に検討されたのか。保護者からもそういう意見は少なからずあると思います。それを行政が押し切って良い事になるか疑問です。僕は再検討を要望します。

子育て支援課長

おっしゃることもよくわかりますが、学校は教育の場で授業の場なので、放課後に過ごす所となるとそのために無理くり、授業に影響が出るような配置換えは頼めません。浜田市内には放課後児童クラブが20あります。県外の例を見ると学校外を使っているケースもあります。良い所を公募で見つかるのではと思っています。何度も言うように、必ず相手方を決めるつもりはありません、良い所があれば是非お願いしたいですが。民間にできることは民間にしてもらおう、という方針ともずれていないと思っています。

村武委員

放課後児童クラブのより良い環境の中で子供たちを育てていただくことを考えてこうなったなら良いですが、私がひっかかるのは民間委託の点です。委託はどのような想定ですか。

子育て支援課長

放課後児童クラブ等をやったことがあるとか、保育施設、こども園、デイサービス等、子供に関わることに今まで携わったことがある業者を限定して公募しようと思っています。もし、例えば地域の方が皆さんで地域型としてやろうとか、まちづくり推進委員会からの要請があるなら拒みません。

村武委員

本来であったら地域の方がされるのが一番かと思いますが、スケジュールを見ると、現在動きがなければそれはほぼないのかなと感じます。委託先決定方法はプレゼンテーションとのことですが、プレゼンテーションをどなたが選定されるのでしょうか。

子育て支援課長

想定しているのは部内の健康福祉部長や私、地域福祉課長、衛生面を見てもらうために保健師、教育委員会などから見極めようと思っています。

村武委員

プレゼンテーションは非公開ですか。

子育て支援課長

今まで携わってきたのは非公開なので、恐らく非公開になると

は思います。

村武委員

定員が 50 名のところに 73 名ということで、窮屈に過ごしていると思います。全員が入る所を建設するのでしょうか。

子育て支援課長

今から借りられる物件、持っている物件で広さがあることを条件にしています。内装は来年の開所までに互いに話し、改装が必要になってくると思います。できれば一部屋が好ましいですが、一部屋 40 名単位が望ましいとされているので、部屋が分かれるのは良いと思います。

村武委員

支援員さんは引き続き、多分年度契約になっているはずなので、そのまま来年度もされるかは分かりませんが、支援員さんはどうなりますか。

子育て支援課長

保護者会からも今の支援員さんがどうなるのかという質問がありました。相手方の了承があれば今の支援員を派遣などして相手方に入ってもらおう等、子供が環境変化に戸惑わないようにしたいと思っています。

村武委員

放課後児童クラブは人員不足、環境面でも国でも問題になっています。浜田市にとってより良い状況を見つけるのは大変だと思います。この年代の放課後の時間は大変大切になりますので、しっかり考えていただいて進めていただくようお願いします。

西村委員

27 年度から 28 年度にかけて児童数が増えています。そして減ってきています。この増えた要因は分かっていますか。

また、2 年度以降の児童数の推移、見込みについてどのように見えていますか。

子育て支援課長

入会児童数ということですか。

西村委員

小学校の児童数です。

子育て支援課長

それは我々もわかりかねますが、入会児童数の推移の理由が、枠を増やして 4 年から 6 年まで受け入れるようになったからだと思います。今後は令和 2 年度は今の所 215 人、199、184 と下がっていきます。見込みは令和元年度の入会率から計算すると 76 人、70 人くらい。今は働く親御さんが増えて放課後児童クラブ入会率も増えているので、それくらいの推移になるかと思っています。急激に 40 人や 30 人に落ち着くなら数年我慢してもらいますが、今の環境で我慢するのは可哀想な状態です。

西村委員

私も現場を見たわけではなく数年前からこの数字を見ていて、明らかにまずいと分かっていました。イメージ的に、石見小が2クラスの時代に視察に行ったことがあります。あの時点でかなりまずいレベルの詰め込み具合でした。あのイメージですか、それとももっと酷い状況ですか。どういう状況にありますか。

もう2、3年先でピークを過ぎるのではという気がしています。児童も減っているし入所も減ってきている、落ち着いてきている状況があるので、もう1年先に移転するのが、澁谷さんが言われるような感じを私も持っていて。何か手はないのか。

子育て支援課長

石見の当時は私が関わってなかったので分かりませんが、体育館等を活用して支援員さんが上手くやってくださっているので、杉の子のような状況が日々続いているようなことはないと思います。あと1年先ならもう少し先を見通せということだと思いますが、何年かは70人前後が続くだろうと。本来貸してもらっているのは1部屋だけなので、30人程度でないとキャパオーバーとなります。方針である民間にできることは民間の知恵を借りたいということにも合致するので、このたび提案させていただいています。

西村委員

全体の児童数ですが、来年度は増えるのですよね。

子育て支援課長

はい。

西村委員

入所も予定では3人増えるのですか。なぜ増えるのかなど。

子育て支援課長

児童数は学校教育課からの資料なので。今の住所に住んでいて小学校に上がられる人数を単純計算しただけなので、なぜ増えたかは分かりません。放課後児童クラブは今年度の入会率で計算しても来年度は、小学生の数が正しければ75人くらいになるだろうと。

西村委員

それは聞かないといけない。来年も入るかどうか。

子育て支援課長

そうですか。今放課後児童クラブにいらっしゃっている児童さんには、今保護者会も開いたので聞けますが、新1年生は誰がいるのか私たちも知らないのです。

西村委員

私は単純に比率でやるのは、今から計画するのに比率で計画を立てるのは明らかにやめた方が良くと思います。親御さんに確認すべきです。それも確定ではないですが、その数で見るべきだと

子育て支援課長	<p>思います。</p> <p>それはすぐにでも。今クラブにいる親御さんにとってみたいと思います。</p>
布施委員	<p>ふたば学級 73 人が定員 50 人に対して多いから、全部を民間委託する報告なのか、それともオーバーした分を敷地内にある学級に分けるのか、そういう案を検討したけど移さざるを得ないのか。まずそこを聞きたいです。</p>
子育て支援課長	<p>今回は全て。クラブ自体を移設したいと思っています。</p>
布施委員	<p>クラブ自体ということは、いろいろなハードルがあります。なぜ国府のように、定員オーバー分だけ対応しないのですか。それなら民間委託部分だけを閉鎖ともしやすいと思いますが。</p>
子育て支援課長	<p>他の施設でも第一、第二と分けている所はありますが、今から民間委託をするなら、半分は行政半分は民間とせず、兄弟間のこととかありますし、一括で見てもらう方が良いのではないかと結論を出しました。</p>
布施委員	<p>130 平米とありますが、児童を受け入れる施設、設備を兼ね備えたものは浜田内でも限られています。限られた候補地になると思います。運営上駄目だった部分については、出てくるまで探すのですか。</p>
子育て支援課長	<p>今回応募があるかどうかも含めて未知数なので、ここという所がなければ再度考えないといけません。狭い所でこのまま進めるかどうか悩ましいです。</p>
布施委員	<p>鮪詰めが良いとは言いませんが、将来を考えて。放課後児童クラブの必要性は承知していますが、運営上のリスクを最小限に考えないといけません。学校にあるから放課後児童クラブのメリットがあるわけです。ふたば学級の将来のために何が一番良いのかを考えてください。</p>
芦谷委員	<p>浜田に 20 あるうち 14 が直営ですが、6 か所の民間委託はどうか。</p>
子育て支援課長	<p>6 か所とも全て運営委員会を立ち上げていただいています。美川、弥栄を除いた他の自治区の放課後児童クラブが該当します。</p>
芦谷委員	<p>問題は直営と民営化の検証です。評価はどうか。</p>
子育て支援課長	<p>運営委員会にお願いしているところはそれぞれ独自性を持つ</p>

て、どちらも市が委託していますので市の方針から大きくずれはありませんが。直営は市が直接関わるので、独自性は、民間の運営委員会方式よりは薄いです。どちらが良い悪いはありません。民間委託は民間ノウハウで優れているものを取り入れて、施設についても併せて考えていただければ子供にとっても良いし、場所が狭いことを解消できると思っています。

芦谷委員

職員配置の濃淡、民営の場合の職員処遇に差がありますか。

子育て支援課長

民間の運営委員会にお支払いする額も、直営の人件費を積みあげてその分お支払いしています。国から厳密な決まりはありませんが、必ず2名以上で対応して欲しい等一定のルールは決めています。

芦谷委員

市としてこういったものを直営から民営に移す方向なのか。

子育て支援課長

行財政改革という観点からも民営化を進めています。単に合理化のための民営化であってはいけないと思っています。今回、場所のこともあり民間ノウハウを持った方をお願いできるなら、やっていただければという思いがあります。

柳楽委員長

その他ございますか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩します。再開を1時30分とします。

[12時 27分 休憩]

[13時 30分 再開]

柳楽委員長

(4)について質疑がありますか。

澁谷委員

先般、長岡市子育て支援センターを訪問しました。5億円だったものが市の持ち出しが数百万でした。補助金を4億くらいもらって。キャリア官僚出の市長さんがそういうことが得意だとかで。持ち出しを減らすよう準備を進められていますか。

子育て支援課長

以前に澁谷委員からアドバイスいただき財政協議しましたが、長岡市のような補助金が獲得できるものが見当たりませんでした。有利な起債等がないか今後も協議して行きたいと考えています。

澁谷委員

是非、あきらめずに検討していただきたいと思います。

村武委員	今の子育て支援センターすくすくは、地域の方のボランティアが活躍されていると聞いています。その方々が残念に思われるでしょう。その方々への配慮、丁寧な説明についてはいかがでしょうか。
子育て支援課長	今日これで議会に報告させていただきましたので、今日中には町内会長さんのところやボランティアの方々へ報告させていただくつもりです。今後2年ありますので今のセンターで活動していただき、引き続きやっていただける方には交通費支援などしながら続けていただきたいと思います。
村武委員	新しい子育て支援センターに是非言ってみたいという声をたくさん聞いています。喜ばれる施設にしていきたいです。
西村委員	未就学児の保護者へのアンケートについて、数はどの程度ですか。
子育て支援課長	回収率 61.6 パーセントでした。幼稚園と保育園に通っている世帯 1611 世帯、未就学児の家に直接郵送して 317 世帯。合計 2 千弱、回収率 61.6 パーセント。現地新築にして欲しいが 21.5%、今の建物を改修して継続して欲しいが 17.8 パーセント、福祉センター横に新築を希望されるのが 35.8 パーセントでした。
柳楽委員長	他にありますか。 (「なし」という声あり)

(5) 市街地下水道整備計画市民説明会の状況について(浜田処理区)

(6) 下水道事業への公営企業会計の適用について

柳楽委員長	2 件まとめて報告をお願いします。下水道課長。
下水道課長	(以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長	報告が終わりました。(5)について質疑がありますか。 (「なし」という声あり)
	(6)について質疑がありますか。
澁谷委員	総務省から公営企業会計にするという指示が出て何となくそれに乗って浜田市も企業会計にしなければならないということだろうと思いますが、3 億 6 千万円一般会計から持ち出ししています。それができなくなるのではと推測しますが、そうなるとどのように経営していきますか。

下水道課長

現在、特別会計で3億円あまり繰り入れてあります。これがなくなると適用も変わってきますし、独立採算ということに会計も変わっていきます。そうしなければいけないのですが、経営していくためには引き続き繰入金が必要だと思っています。総務省が資産等を全部洗い出して、将来のために公営企業会計を入れることとなっています。すぐに独立採算ということは難しいと思いますが、これからもできる限り経営努力はしますが、繰入金等が必要だと思っています。

澁谷委員

それなら企業会計にする意図とは違うのではないですか。

下水道課長

今回総務省の要請があったわけですが、また国土交通省からは平成29年度から、施設改修等の費用について、社会整備総合交付金等の補助金をもらって活用していますが、平成29年度には企業会計に関する要件化が示されており、令和2年度までに企業会計に移行しない自治体については、この交付金が交付されないとされていますので、こういった事業の足かせもあって移行せざるを得ません。

澁谷委員

住民説明会をされて、今後新しく始まる工区についての下水道料金は、今まで水道料金をベースにしていますが、接続率もあります。企業会計となるとできるだけ赤字を減らす努力が必要かと思います。各家庭での負担金が今まで以上に増やさねばならないのではないですか。

下水道課長

使用料金の値上げですが、まず経費節減を今後取り組みます。使用料については今後検討していく必要もあると思います。

澁谷委員長

総務省の交付金が減らされる可能性がある中で、企業会計に取り組んでいくという理解で良いですか。

下水道課長

基本的にはそういうことで、企業会計に移行します。

澁谷委員

であって、上下水道部に企業会計ができるようなスキルを持った職員がいるのですか。

下水道課長

水道については現在も企業会計でやっています。職員も今回の移行に伴って国が研修を開いて勉強しています。職員を養成してしっかり受け入れられるようにします。

西村委員

簡易水道を上水道に統一して、公会計制度の下でやっていく事については、随分前から我々も情報提供を受けて設備もそれなり

にして、公開を進めていていて9、10年くらいかけてやってきたと思います。それなりの財政の仕組み等も適度に情報提供していただきながら、我々も逐一それを頭に入れながら、そういう段取りを受けていたので唐突感はなかったですが、下水道の公営企業会計化は川上委員の一般質問の数日前に課長からお話を聞いて、一般質問が出て初めて知る状況でした。なぜそういうことが執行部から全く情報がなかったのですか。来年4月からなのに。不安しかない。五里霧中というか。どういう段取りをしてきて、これからどういう段取りが必要なのか、どういう影響があるのか。非常に大きな不信感を抱かざるを得ません。

下水道課長

ここまで情報提供がなかったことに関しては申し訳なく思っています。平成28年3月の議会において公営企業会計の準備という予算を計上しています。ただその後、委員会等に報告されていないのが現状でした。条例を出す前には必ず報告しなければいけないため、このたび情報提供をしました。平成27年1月には下水道と簡易水道が併せて企業会計へ向けての要請があったということで、簡易水道については平成30年度に企業会計へ全部適用ということで適用されました。現在、下水道課としては集落排水、生活排水事業は残りますので財務適用ということで、水道とは違った企業会計ではなくて市長部局としての身分で会計を企業会計に移行する準備を進めています。今後3つの特別会計分を移行する際は、上下水道部として企業会計にするかどうかは方針を決めていません。部署との協議はだいたいすり合わせていますが、財政課とは最終的に詰め切れてはいません。

また、企業会計になると水道と同じように一般会計から外れるため銀行等と協議をしています。概ね了承をもらって進めています。以上が今現在の準備状況です。

西村委員

私が聞きたいのは、なぜ対外的にそういうことが発表されなかったのかということが1つ。もう1つは、12月に条例制定か改正かするとおっしゃいましたが、それまでにどういう、少なくとも我々に情報提供という形で具体的なものを考えていらっしゃるのか。

もう1つ、財政にはどういう話が伝わっていて、それは中期財

政計画にどのように反映されているのか、されていないのか。この3点です。

上下水道部長

対外的な公表がなぜこれまでなかったのかということについてですが、私もこの4月以降からですので詳細はわかりませんが、このことは当然公表されているものだと思っていましたが、結果的にはそれがなかったということで、今からは公表できる場では常に情報提供していきたいなあと思っています。予算では平成27年度から予算計上はしていましたが、その詳細説明は恐らくなかったのではと思います。資産計上に時間がかかったのではなからうかと。昨年から具体的に計画され、実際に動き始めたのは今年度に入ってから前進していったのではないかと思います。今年度中に公営企業会計に移行するには、今からスピードアップして情報提供できる部分はしていきたいと考えています。2点目の12月の条例化についても何回か情報提供してまいります。

中期財政計画についても財政と詰めている段階です。下水道事業としてもなるべくその中に納まればと思って折衝中です。

西村委員

私は1点目の件は絶対に曖昧にしてはならないと思います。退職者が絡んでいるものと思われまます。私らが知らないままに終わったわけではなく、これから始まろうとする事業ですからきっちり決着というか、曖昧にしたらいけないと思います。追及しにくい部分があるものと想定はしますが、最大限の努力を尽くしていただきたいと思います。

財政についてはそんなことで済むのかと思います。影響が出るとしたらそれほど小さくはないのではないですか。

上下水道部長

ご心配はもっともです。何とか努力はしてこの公営企業会計化の移行は成功させていきたいなあと思っております。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(7) その他

(配布物)

・浜田市人口状況 (令和元年5月末～7月末)

柳楽委員長

その他、執行部から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

地域福祉課長
柳楽委員長
芦谷委員
柳楽委員長

配布物がありますので、ご確認ください。

それでは、ここで執行部からの報告事項8件について、全員協議会へ提出し説明とすべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したいと思います。

(執行部からの意向を説明)

執行部の意向について、このとおりでよろしいですか。

(2)も(3)も、他議員さんに説明があった方が良くと思いますが。

(2)と(3)についても説明をしていただいた方が良くというご意見がありましたが、そのようにさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

それでは(2)、(3)、(4)を全員協議会でご報告願います。

8. 所管事務調査

(1) 地域包括支援センター設置の考え方について

柳楽委員長
健康医療対策課長
柳楽委員長
澁谷委員

説明をお願いします。健康医療対策課長。

(以下、資料をもとに説明)

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

課長はサブセンター方式が浜田市にベストマッチだと前から説明されています。社会福祉協議会に委託することも検討する話が出た時に、各地域に地域包括センターと受け取ったので、統一見解を求めたいと思います。部長と課長の認識に違いはないのでしょうか。ベストマッチなら成果を出して欲しいのです。成果が出てないのにベストマッチとはどういうことですか。残り4か所も地域包括ケアセンターにするのが無理なら金城・旭で1つ、弥栄・三隅で1つとして、手厚くするとか、改善や変化をしないと現状打破できないのではないですか。何か手を打たないと今のままで良いはずない。福祉部門に有効に配置されていないのでしょうか。本当に浜田市に必要なことを議論されていますか。本当に必要なのは浜田市に住んで良かったという市民を1人でも増やすことでしょうか。全ては数字です。数字が改定されなければただの気合だけの世界です。数字が変わらないなら共通認識にならないので、結果が出るように方策を立てないといけない。ケアマネージャーさん等を配置したり、資格取得を支援したりしなければいけない。

今が一番良いという説明をされても、いい加減にしてください。なぜ人口が減るのですか、出生数が上がらないのですか。人員と予算を確保してください、それが責任でしょう。

健康医療対策課長

仕事を減らしたいのですが、いずれも減らすに減らせない事情があります。業務は何かという項目を改めて挙げさせていただきました。健康寿命等にどこまで直結するのかは難しいですが、困ったことを限られた人材でこなしています。

成果がないと常々言われます。全国的に介護認定率が少しずつ上がっていますが、浜田市では少しずつ改善傾向を見せています。しかし全国水準から見れば高いので、これで良いとは言えません。これからも取り組みます。

芦谷委員

ざっとこの資料を見た場合、総合相談の件数と人口とが対比します。最も多いのが旭、少ないのが三隅です。本庁へ来られる場合もあると思いますが相談件数の濃淡についてコメントはありますか。

健康医療対策課長

自治区事の相談件数ですが、件数のカウントの差もあります。旭が多い部分というと、その他相談というのが旭が突出して多いので、その他の内訳について把握しきれっていません。本庁が多いのは、事業者さんが困難事案を中心に直接こちらへいらっしゃることが多いので本庁はどうしても多くなります。

芦谷委員

サブセンター方式の場合は全市で1施設とするとあります。三隅がBです。Bは社会福祉士とケアマネが1人必要ですが、三隅は保健師が3名となっています。あるべき配置がされてないために三隅は相談件数が少ないのではないですか。

健康医療対策課長

三隅はBですし、おっしゃるとおりです。これが独立しているなら必要な人数をそろえないといけません、サブセンター化したのが平成28年、その時に三隅では保健師1名増やしました。全体での強化を図りました。

柳楽委員長

その他ございませんか。

健康福祉部長

すみません。誤解があつてはいけないので、言わせてください。地域包括支援センターについては、現在委託の検討をしています。最有力候補は社会福祉協議会へというのが一つだとは思いますが、まだお互い検討している状況なので、まだ決定はこれからで

す。まだ全然決まっておられません。

柳楽委員長 サブセンターのところで、人口的に言うと金城と旭では金城の方が人口が多いですが、配置人数が少ないのは何か理由があつてのことですか。

健康医療対策課長 サブセンターはセンターに支所に配置する職員を入れています。金城と旭は保健師は職員としては 2 名ずつ、どちらも同じです。旭では嘱託保健師がいるので 3 人です。3 職種以外でそれに準ずる職員も数えると少し状況が変わってきます。あくまでもここで揚げているのは、保健師と言う職種に着目して揚げているだけで、全体の職員配置が劣っているという話ではありません。

柳楽委員長 その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

(2) 水道水の水質検査等について

柳楽委員長 説明をお願いします。工務課長。

工務課長 (以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長 説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

田畑委員 水温が 30 度を超える期間が 3 ヶ月にわたるのは一般的に考えて異常です。衛生的にも問題です。逆に 2 月になると 11 度くらいで冬場のボイラーもすごいことになる。配管をもっと埋め直せという話です。どうなのですか。

工務課長 美川の浄水場は水源から排水管からすぐ施設に入っていて、施設内の給水管を地下 30 センチに埋めています。給水管の比率が高いので、気温の上昇に伴って水温も高いです。

田畑委員 東平原が 3.4 km なので排水管の距離によって水温上昇があるかと思います。いずれにせよ料金に絡むので、検討したい。

田畑委員 その地域に住みづらくなる要因になります。逆に東平原も同じことが言える。ないよりはあつた方がよいというのが昔でしたが、あつて当たり前の現在、この水温は異常です。水温に応じて料金を上げ下げするのも非現実的な話です。人に住んでもらうための水を考えていただきたいです。

工務課長 今までは水質をポイントに管理していましたが、これからは水温にも気を付けたいと思います。

柳楽委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

(3) 市街地下水道整備計画（浜田処理区）の経営シミュレーションについて

柳楽委員長

説明をお願いします。下水道課長。

下水道課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

澁谷委員

貸借対照表がない。接続率も書いてない。どう分析したら良いのかさっぱり分かりません。部長はよくこれを出すことを認めましたよね。

上下水道部長

おっしゃることは私も痛感しています。事業をするのに当然かかります。どれくらい支出があるのか、今までの特別会計プラス減価償却を足したもので総支出を計算しています。総収入については使用料と負担金が入ってきます、それから基準内の繰入金、それ以外にお金の出入りはないけれど長期前受金というの国庫補助金などで入ってくる、その総合計が 50 年間の総合計で支出と収入が比較されている表だと私は理解しています。

減価償却費 31 億円、長期前受金 13 億円、これについては、これは各年度での現金の出入りはないと認識しています。結果的に減価償却費でもって将来的な機器の更新に確保して、結果的に 7 億 3 千万円が留保財源として何かあった時のために確保できていると考えている。

澁谷委員

国府を始める時に、皆さんは 75 パーセントの接続率でとんとんになる、大丈夫と説明されたんですよ。しかし実際には 50 数パーセント台です。50 年後に言われて責任取れますか。50 年後を言われても責任取れませんよ。今まで接続率が悪い理由に独居老人の方は 100 万円の改修工事をされないというのが予想外だったという回答を聞くと、新しい区域に独居老人が何人いて、大きなビルが何棟あって…、検証、予想ということにならないのではないですか。接続率はいくらで組んでるのですか。

上下水道部長

この使用料は、実際にマンション、事業所等、国府とは違う宅地、構造物、施設があります。今、その施設の使用水量が確認できますので、その数量を参考に積み上げて計算させていただいて

います。

澁谷委員

私はそんなことを聞いていません。接続率はいくつですかと聞いています。数字で教えてください。

下水道課長

今回の優先区域の水道契約が 1418 件。これをもとに接続率について事業所、公共施設、集合住宅等をなるべく早く接続してもらえよう働きかけています。供用開始の 5 年後の令和 8 年から 13 年度まで 51.3 パーセント。前回の 28 年度頃話した時は全国平均 44.1 パーセント。10 年後の令和 18 年度は 62.27 パーセント、全国では 71.6 パーセント。20 年後の令和 28 年度では 66.2 パーセント、全国では 81 パーセントの接続率の平均となっています。20 年後に 66 パーセントくらいで収入があるのかということになるのかかと思いますが、大口な施設、医療センターとかホテルなどに使用料や接続後はどれくらいの金額になるのかを計画についても説明しながら営業していきたいと思います。現在、市の住宅もありますので照会をかけたりにして行きたいと思います。

澁谷委員

もう少し詳しい資料を次回お願いします。もう少し、接続率とか使用料とか詳しいシミュレーションをお願いします。

上下水道部長

資料が少なくて申し訳ありません。もう少し詳しいものを出したいと思います。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで執行部のみなさんは退席されて結構です。

ここで暫時休憩とします。再開を 15 時 5 分とします。

《 執行部退席 》

[14 時 53 分 休憩]

[15 時 02 分 再開]

柳楽委員長

それでは、委員会を再開します。執行部提出の議案 4 件、請願 1 件、陳情 5 件について採決を行います。

○議題 1 議案第 55 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議題 2 議案第 58 号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議題 3 議案第 59 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議題 4 議案第 62 号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願審査に入ります。

○「請願第 4 号 (仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について」

- 委員からご意見をお聞きします。
- 布施委員 6月議会からの審査が継続になっていて、9月議会で採決を問うのが前提ですが、次回新しい委員会に送るということは委員長が変わるということで継続は無しですか。
- 柳楽委員長 そのようなご意見がありました。継続はなしで採決を行うということによろしいですか。
- (「異議なし」という声あり)
- 布施委員 弥栄の自然と環境を守る会代表の方から前回説明を受けました。実際に被害がある、そういう懸念があれば建設中止にして欲しいという内容ですが、請願本文のくくりを見ると、浜田市長の意見が県に提出される前に自分たちの声を聞いて欲しいという内容です。これはもう提出済みです。その中で住民の声もここで聴きました。要するに既存29基を踏まえて、その時も反対されれば良いのですが今回に限り反対される理由、いろいろ書いてありますが、地域的に弥栄・金城の新しい17基については、再生可能エネルギーのさらなる推進と、建設であれば住民の負とならないように資産税の入ってくる法人税とか、まち資源におけるまちづくり資金の購入基金に充てていただいで推進をしていただきたいと思います。よって再生エネルギーの必要性から、この建設については可とし、請願については反対の意見です。
- 澁谷委員 今議会で2人の議員からの質問を拝聴しました。緻密な質問だったと思います。再生可能自然エネルギー推奨には誰も反対しないでしょうが、国の政策が揺るぎないものかは私は疑問視しています。太陽光についても買取価格が10年で終わってとか、巨大な太陽光発電の残骸が全国にあふれかえる事態も想定されるような経済産業省の思惑もないことはないなと思ったり、風力も巨大な鉄塔が残骸になりかねないとか、それぞれの電力会社が原子力発電ができないことよっての固定費がアップし、電氣量が転化できにくくなっているという理由の中で、6パーセントは自然エネルギーを買い取らなくては行けないという法律の施行に対して、政令とかの事務次官通達があいまいになってきている印象を受ける。風車が身近に暮らしている人の苦勞は分かりかねますが、相当に影響のある方もおられるでしょうし、電磁波の問題と

か、イノシシやクマが生活の場を失って里に降りてくるというのは、風力発電のある自治体の話はよく聞くし、安易に風力発電を推進するのはどうなのか、今は過渡期ではないかと思っています。今回は地域の陳情に寄り添って判断すべきだと思います。

上野副委員長

私もこの請願には賛成です。あまりに弥栄にも負担が掛かり過ぎていて、再生可能エネルギーを増やしたい気持ちはありますが、あまり一ヶ所に負担を強いてもいけないし、賛成者の声がどれくらいか分かりません。この請願に賛成です。

村武委員

先ほど執行部にも質問しましたが、今日配布された地図を見ると、今回対象になるのは金城の方が多いと思います。金城の方は賛成が多いともお聞きしました。確かにこの請願書を見ると不安があるのは理解できますが、この請願に対して賛成すると、風力発電の建設に反対する形になります。よってこの請願には反対とさせていただきます。

田畑委員

この請願は建設に反対してくださいということだと思います。1基あたりの固定資産税が入ってくるということですが、そこに住む住民の方々が嫌がるものを議会が賛成するのは問題外だと思うので、この請願には賛成します。

柳楽委員長

他にございますか。

(「なし」という声あり)

「請願第4号 (仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について」の採決を行います。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本請願について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手 》

挙手多数で採択と決しました。

続きまして、陳情についての採決を行います。

陳情第110号 子育て支援センター(移転・新築)への木材利用に関する陳情について

委員からご意見をお聞きします。

上野副委員長

以前、子育て支援センターの視察に行った際、木を使って子ど

もたちものびのびしていました。木材を積極的に使っていただくのは賛成です。

布施委員

子どもが肌に温もりを感じるのは、日本古来の木造だと思います。基礎的には耐震でコンクリ部分があったとしても、島根県木材を使った建設に賛成です。ただ、この陳情が福祉環境委員会に出たこと自体が疑問で、本来産業建設委員会にだされるものではないでしょうか。

澁谷委員

地産地消条例の趣旨に一番乗っていると感じます。

(「なし」という声あり)

「陳情第 110 号 子育て支援センター(移転・新築)への木材利用に関する陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手 》

挙手全員で採択と決しました。

陳情第 118 号 100 円タクシーの認知等への効果を求める陳情について

委員からご意見をお聞きします。

西村委員

私は陳情者にお聞きしましたが、正直それでも何が言いたい陳情なのか、私の理解不足が原因かもしれませんが、陳情の趣旨が未だにつかみかねます。皆さんは理解できたのですか。

澁谷委員

正直、議会は 10 パーセントか 20 パーセントではないかと思えます。西村委員は陳情に真摯な対応を見せてくれたと思えます。あとは理解の範囲内で委員個人で判断すべきではないでしょうか。

村武委員

これで正しく理解しているかどうか自信がありませんが、私は陳情者の説明を受けて、認知症対策として住民の方に 100 円タクシーをして欲しい、推進して欲しいと受け取ったのですが、違いますか。

柳楽委員長

私が感じたのは、認知症ご本人には難しいですが、高齢者でも運転に問題のないお元気な方にボランティアに関わっていただ

くことで認知症予防をする効果があるのではないかと、という意味合いだったのではと受け止めています。進めるにはなかなか難しいかと。

西村委員

私もそのような意味には取ったのです。それは分かるのですが、我々に何を求められているのかが分からない。だからどうして欲しいのか。陳情者は議会に何を求めたのか分からない。

柳楽委員長

追加説明の最後に、必要な視点をお伝えしますが方針が決まればあとは方法論なので部署で検討しても良いかと思うとあります。執行部にこういうやりかたもあるのではないかとこの提案を提議して欲しいという意味合いなのだろうと思いますが、この陳情を見てもそこまではくみ取れないのではと思います。

布施委員

中山間地域で 100 円タクシーのことを聞いたことがあります。それまで知りませんでした。それをやっているのは陳情者であって。要するに、自分がやっていることの正当性を主張して、どうか賛成してくださいということではないですか。私はそう受け取りました。

澁谷委員

厳密に読んでいくと道路交通法や安全性の問題もあるので、今の中で判断して採決するしかないと思いますが。

柳楽委員長

この陳情内容でいろいろなことを諮るのは難しいです。それぞれが受け止めた判断で採決を行ってもよろしいですか。

(「はい」という声あり)

「陳情第 118 号 100 円タクシーの認知等への効果を求める陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者なし 》

挙手なしで不採択と決しました。

陳情第 119 号 認知症について検討要望を求める陳情について

委員からご意見をお聞きします。特に反対の方からはご意見を伺っておきたいと思います。

澁谷委員

この陳情をよく理解できません。説明資料を見ると何となく分

かる気もしますが、でも理解できないので反対理由も何も。良く分からないとしか言いようがないです。

田畑委員

この陳情について、認知症についての検討要望ですが、何が言いたいのか訳が分からないので、良い悪いを言えるレベルに達してない気がします。参考資料を見るから分かるのであって、この陳情書のみでは判断のしようがないと思います。

柳楽委員長

他にございますか。

(「なし」という声あり)

「陳情第 119 号 認知症について検討要望を求める陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者なし 》

挙手なしで不採択と決しました。

陳情第 120 号 家庭保育の推進を求める陳情について

委員からご意見をお聞きします。

布施委員

家庭保育を求める陳情は3月に賛成多数で可決したと思いますが、執行部の対応が見えないため更に陳情をしたのでしょうか。何らかの理由があるのですか。

柳楽委員長

ここで受け付けたわけではないので分かりかねます。

新開書記

採決されたものも再度出される傾向はこれまでもあります。事務局ではそういうものも拒否せず受け付けることになっています。

村武委員

以前採択をされて、その際に私も布施委員も反対しました。この陳情が、家庭保育を推進して欲しいという意図とするなら同じように反対になりますが、以前採択されたのに執行部が進めてないという内容なら、また違ってくるのかなと思うのですが。そこがよく分かりません。

柳楽委員長

採決に入ってよろしいですか。

(「はい」という声あり)

「陳情第 120 号 家庭保育の推進を求める陳情について」採決し

ます。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮り
します。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手 》

挙手少数で不採択と決しました。

陳情第121号 病児保育補助金返還の件について従業員聞き取り 記録の提出を求める陳情について

委員からご意見をお聞きします。反対の方からご意見をいただき
ます。

布施委員

あるかどうか分からない聞き取り記録について、ここで何が
言えますか。陳情の意味が分かりません。

柳楽委員長

他にございますか。

(「なし」という声あり)

「陳情第121号 病児保育補助金返還の件について従業員聞き取
り記録の提出を求める陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮り
します。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者なし 》

挙手なしで不採択と決しました。

以上で、福祉環境委員会に付託されました案件の審査は終了し
ます。

9. 政策討論会提案内容の見直しについて

柳楽委員長

8月29日の委員会で協議した内容を朱書きで修正しています。
ご意見があればお願いします。

澁谷委員

直せばなおすほど意味不明になっています。主語がありません。

柳楽委員長

認知症高齢者の数が、を入れたらどうでしょうか。

(「はい」という声あり)

澁谷委員

今や認知症は誰もが関わる、というのはその表現で良いのかな。

新開書記

認知症施策推進推進総合戦略(新オレンジプラン)の言い回し

柳楽委員長

を参考にしています。

澁谷委員

身近な病気であることから、に変えましょうか。

新開書記

他は良いと思います。

澁谷委員

7月の会議名の仮称を削除し、修正しておきます。

柳楽委員長

渡す時には右上の資料の名前を取ってもらったものを印刷して渡せば良いと思います。

ではこれで提出とさせていただきます。

(「はい」という声あり)

10. その他

柳楽委員長

その他委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、委員長報告については9月30日の表決までに正副委員長で作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告ホルダーに入れておきますのでご確認ください。皆さんに目を通していただきよろしければ、委員長報告をその内容で行いたいと思います。

以上で福祉環境委員会を終了します。

(閉 議 15時43分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ㊞